



画像生成AIサービスにまつわる 著作権法上の諸問題



弁護士 澤田 将史¹

1 はじめに

近年、人工知能(AI)の高度化が急速に進み、AIが創作物を自律的に生成することが現実味を帯びてきている。たとえば、2022年夏頃から、「Midjourney(ミッドジャーニー)」²、「Stable Diffusion(ステーブルディフュージョン)」³、「mimic(ミミック)」⁴など、画像生成AIのサービスが次々に登場している。これらのサービスは、ユーザーが欲しい画像のテーマなどの単語を羅列した文字列を打ち込んだり、文章や写真などのデータを入力したりすれば、わずか数十秒程度でそれに関連する完成度の高い画像ができて上がる(以下、このようなユーザーが入力するデータを「呪文」という。)

こうした画像生成AIのサービスは、前もって膨大な量の「生データ」を用いて学習させた「学習済みモデル」を作成してサービスに組み込んだ上で(学習段階)、サービス利用者がこれに入力データを与

えて「AI生成物」を出力する(利用段階)という過程を経て提供されているのが典型である(後掲図1参照)。

「Midjourney」を例にとると、その学習段階に関しては、学習用データセット生成・学習済みモデル生成のプロセスが一般に公開されているわけではないため、一般的な画像生成AIサービスの学習例からの推察にすぎないが、おそらく、膨大な量の画像を生データとして用いて、Midjourneyの核となる学習済みモデルを作成して、それをサービスに組み込んでいるものと推察される。利用段階では、同サービスのユーザーが、同サービス画面上のメッセージ入力欄に任意の文字列(呪文)を入力して送信すると、その呪文に関連する画像の生成処理が行われ、数秒経つと4パターンの画像が生成されて画面上に表示されることになる。入力する呪文としては、単語を羅列したもののほか、比較的長文に記載された文章

図1：学習段階・利用段階の流れ⁵

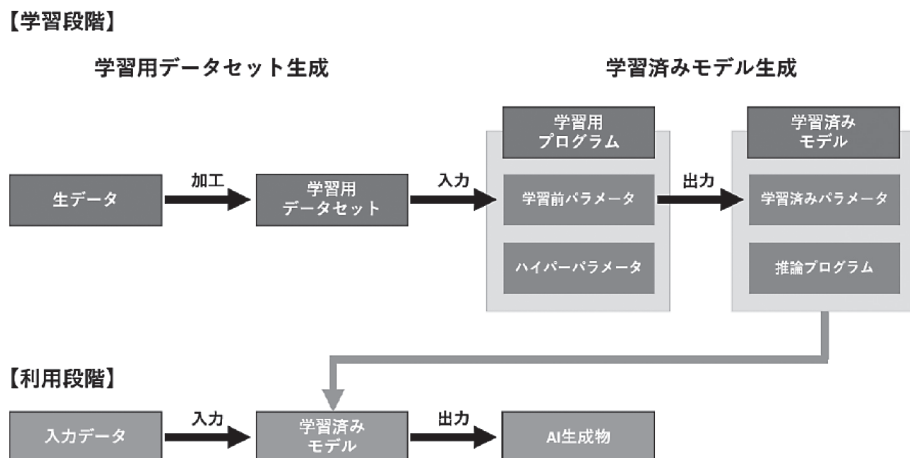


図2：Midjourneyの場合の学習段階・利用段階（イメージ）

【利用段階】



やアップロードされた既存の画像のURLなども入力することができ、これらに関連する画像の生成を指示することもできる。

本稿では、上に紹介したような画像生成AIのサービスと著作権法上の諸問題について、

- ①サービス提供事業者による学習済みモデル生成段階の著作物の利用
 - ②サービス利用者による呪文の入力段階の著作物の利用
 - ③AI生成物としての著作物の利用
- に分けて検討を行う。

2 サービス提供事業者による学習済みモデル生成段階の著作物の利用について

(1) AI学習行為と著作権法30条の4

サービス提供事業者は、画像生成AIの学習段階において、第三者が創作する写真や絵画等の著作物を「生データ」としてAI学習に用いて、「学習済みモデル」を生成する。ここで、著作物を「生データ」としてAI学習に用いる際には、通常、著作物のデータのコピー、すなわち「複製」（著作権法（以下「法」という。）21条）が行われるところ、複製行為については、著作権者の許諾を要するのが原則である。

もっとも、著作物は、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合（以下、この場合の目的を「非享受目的」という。）には、その必要と認められる限度において、利用することができることとされている（法30条の4）。法30条の4において、非享受目的に該当する場合として、技術の開発等のための試験の用に供する場合（同条1号）、情

報解析の用に供する場合（同条2号）、人の知覚による認識を伴うことなく電子計算機による情報処理の過程における利用等に供する場合（同条3号）といった場合が例示されている。法30条の4に該当する場合には、著作権者の許諾を得ることなく、複製等の行為を行うことができるため、AI学習に用いるための複製が法30条の4に該当するかが問題となる。

AIによる深層学習（ディープラーニング）の学習用データとして音楽、画像、映像等を複製する行為は、情報解析の用に供する場合（同条2号）に該当する⁶ものとして、法30条の4による権利制限規定の対象となり、著作権者の許諾を要しない。ここで、「情報解析」は、「多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うこと」をいうところ、一般的な語義も踏まえると「大量の情報の傾向や性質といった何らかの特徴などを明らかにするために、当該情報から要素を抽出し、比較、分類する方法によって調べること」と解される⁷。例えば、著名な画家の画風を真似るAIを開発するために、著名な画家の作品を機械学習する行為は、当該画家の作品という多数の著作物からそれらを構成する視覚的表現の特徴を抽出して調べるものであることから、情報解析の用に供する場合（同条2号）に当たると考える。当該画家の作品が少数しかない場合（少数の著作物しかない場合）にも「情報解析」に該当するかという疑問を呈されることがあるが、「多数の著作物」はあくまで「大量の情報」の例示であって必ずしも「多数の著作物」を解析する必要はなく、1つの作品

を構成する大量の視覚的表現が解析されることをもって、「情報解析」に該当すると解してよい。

また、法30条の4による権利制限の対象となる利用行為は、「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」(同条柱書)と規定されていることから、情報解析の用に供する場合であれば、著作権が及ぶ全ての利用行為が権利制限の対象となっている。そのため、情報解析目的で収集・加工した学習用データセット等を情報解析に供する第三者に譲渡・公衆送信するなど、複数の主体で協業しながらAI開発を行う場合における利用行為も対象になっており、複製も権利制限の対象となる。

ただし、「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益が不当に害されることとなる場合」には、法30条の4による権利制限の適用を受けないことには留意する必要がある(同条ただし書)。これに該当するかどうかは、著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から判断される。例えば、情報解析用のデータベースの著作物について、情報解析の用に供することを目的としながら、そのデータベースの著作物の著作権者に無断で複製等する行為は、当該著作物の利用市場と衝突する行為であるため、法30条の4ただし書に該当し、権利制限の対象から除外されることとなる⁸。

ここで、特定の画家の画風を真似た作品を生成する目的でAIに当該画家の作品を学習させる行為が「著作権者の利益が不当に害されることとなる場合」に該当するかが問題となる。この点について、AIにより生成される当該画家風の作品が当該画家の作品と市場において競合し得ることから、「著作権者の利益が不当に害されることとなる場合」に該当すると考える見解もある⁹。しかしながら、同条ただし書に該当するかどうかは、AIに学習させる目的での複製という利用行為それ自体が当該著作物の利用市場と競合するか、潜在的販路を阻害するかによって判断されるべきものであり、その先の事情(当該利用行為により学習したAIがどのような作品を生成するか等)は考慮されるも

のではないと解される。同条ただし書は著作権者の利益を不当に害する場合と抽象的に規定していることから解釈の余地は大きいものの、考慮要素として挙げられている事情は「著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様」であり、あらゆる事情を考慮の対象に加えるものではない。そのため、当該画家の作品が著作権者によりAI学習用データとして販売されているような事情があれば格別¹⁰、そのような事情がなければ「著作権者の利益が不当に害されることとなる場合」には該当しないものと考え¹¹。

別の観点として、著作権者が生データについて「無断でAI学習に用いる行為を固く禁じます」と表示をしている場合に、法30条の4ただし書に該当しないか、という点が問題となる。この点については、著作権法は、著作権者が利用を禁止する旨を表示していれば権利制限規定の適用を排除することができる場合には条文上その旨を規定しているところ¹²、法30条の4についてはそのような規定はないこと、また、著作権者が権利制限規定に係る利用を禁止する旨の表示をしただけでは、権利制限規定に係る利用についての著作権者の市場や販路が形成されるわけではなく、利用市場との衝突あるいは潜在的販路の阻害は生じないと考える。そのため、著作権者が「無断でAI学習に用いる行為を固く禁じます」と表示をしたことをもって、法30条の4ただし書に該当するとは解すべきではない。

(2) 契約による権利制限規定のオーバーライド

著作権者とサービス提供事業者との間に「生データ」に関して「無断でAI学習に用いる行為を禁止する」旨の契約が存在することがある(なお、紙幅の都合で割愛するが、著作権者が「無断でAI学習に用いる行為を禁止する」旨を表示していたからといって契約が成立するわけではなく、契約が成立しない場合も存在する)¹³。

仮に「無断でAI学習に用いる行為を禁止する」旨の条項を含む契約が成立した場合に、こうした条項は権利制限規定の対象として著作権者の許諾を得ずに行うことができるはずの行為をあえて禁止するものであることから、そのことが契約の効

力にどのような影響があるかが問題となる。

民法には「契約自由の原則」があり、契約当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる(民法521条2項)。もっとも、この原則の例外として、(a)当事者間の合意で適用を排除することができない規定(強行規定)に反する内容の契約(民法91条反対解釈)、(b)公序良俗に反する内容の契約(同法90条)は、いずれも無効になる。

そこで、権利制限規定の対象となる行為を禁止する契約は、上記(a)又は(b)の例外に該当するとして無効になるかが問題になる。この問題は、権利制限規定により自由に行うことができる行為について、利用規約などの契約で当該行為を制限する(契約が権利制限規定に優先する)ことが認められてよいのか、という問題意識から「契約による権利制限規定のオーバーライド」と呼ばれる。(a)強行規定違反について

まず、権利制限規定の対象行為を禁止する契約が強行規定に反するかどうかを検討するにあたっては、①権利制限規定の効果がどのようなものか、②その効果を持つ権利制限規定が強行規定であるか、③契約が権利制限規定の内容に反する(当該規定の効果を排除する)ものであるか、という流れで検討する必要がある。

そこで、その流れに沿って検討するに、法30条以下の権利制限規定は、著作権者の許諾を得ることなく自由に著作物を利用できる場合を規定し、著作権が及ぶ範囲を画するものであることから、権利制限規定は著作権を制限する(その範囲を画する)効果を持つことができる(上記①)。そして、著作権を侵害すると、刑事罰が科されることになるため、私人の契約により権利制限規定の効果を排除して著作権が及ぶ範囲を自由に拡張できるとするのは妥当ではないことから、権利制限規定は強行規定であると考えべきである(上記②)。もっとも、権利制限規定の対象行為を禁止する内容の契約は、契約条項に違反したという意味での債務不履行責任を負わせるにとどまり、これに違反すれば著作権侵害とすることまでも定めたものではないと考えられることから、上記契約は、権利制限規定が持つ著作権を制限する効

果を排除するものではなく、強行規定たる権利制限規定に反するものではないといえる(上記③)。

以上の検討を踏まえると、利用者は、契約で禁止された行為を行った場合には、権利制限規定の適用により著作権侵害には当たらないものの、有効な契約に違反するとして、債務不履行責任を負うことになる¹⁴。

この点に関して、権利制限規定は強行規定であることを理由に、その対象行為を禁止する契約は無効であるとする見解もある。こうした契約を無効と考える見解に立って上記①から③までの点を考えるとすれば、権利制限規定の効果について、著作権を制限する(その範囲を画する)効果を持つにとどまらず、利用者に対して権利制限規定の対象行為を自由に行うことができる地位を与える効果があると捉え(上記①)、これを強行規定とした上で(上記②)、権利制限規定が対象とする行為を禁止する契約は上記効果を排除するものである(上記③)と考えることになろう。しかしながら、権利制限規定は著作権法の体系上「第二章 著作権の権利」「第三節 権利の内容」「第五款 著作権の制限」に位置付けられる以上、著作権が及ぶ範囲を定めた規定であると考えるのが自然であり、それを超えて上記効果まで有すると捉えることは無理であろう。仮に権利制限規定が上記効果を有すると考えたとしても、こうした権利制限規定に反する部分が無効となる結果、著作物を利用しても債務不履行とならなくなる一方で、非著作物を利用すれば債務不履行となることになってしまい、著作権がそもそも及ばない非著作物の方が他者の利用を制限できるという帰結になり、妥当な結論を導くことができないから、やはり適切とはいえないと考える。

(b)公序良俗違反について

次に、公序良俗に反するかどうかについては、裁判例を見ても明確な基準は存在しておらず、様々な要素を総合的に考慮して判断される。権利制限規定の対象行為を禁止する契約については、禁止される行為の公益性、禁止のビジネス上の合理性、禁止される側に与える不利益の程度、禁止による競争制限の程度、当事者間の信義・公平などが総合的に考慮され、その際には権利制限規

定が設けられた理由も参考にされ得る。権利制限規定の対象行為は多様であり、教育や福祉といった公益的観点から権利を制限しているものもあれば、対象行為について著作権者に排他権を与えて対価回収の機会を確保させる必要がないため権利を制限しているものもある。公益に関する権利制限の対象行為を禁止する契約は、相対的に公序良俗に反すると判断されやすいと考えるが、法30条の4は「著作物に表現された思想又は感情の享受に向けられたものとは評価できない行為については、著作物に表現された思想又は感情を享受しようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている権利者の利益を通常害するものではないと評価できること」を正当化根拠とする権利制限規定¹⁵であって、公益に関する権利制限規定ではない。また、裁判例上、公序良俗違反と判断されるハードルは極めて高く、そう簡単に公序良俗違反と判断されるものではない。

この点については、公序良俗に反して無効とされる可能性が相当程度あるとする見解¹⁶もあるが、以上述べてきたところを踏まえれば、権利制限規定の対象行為を禁止する契約については、ひとまず公序良俗に反しないものとして有効であると考えておくのがよいであろう。AI学習を行う側の者としては、利用規約や契約で禁止された行為を行えば、法30条の4の権利制限規定により著作権侵害には当たらないが、それとは別に債務不履行責任を負うことになる点に注意すべきである。

3 サービス利用者による呪文の入力段階の著作物の利用について

画像生成AIのサービスでは、サービス利用者は、単語を羅列した著作物性のない文字列にとどまらず、文章や画像等の著作物性があるものを呪文（入力データ）として入力して、それに関連する画像を生成することができるサービスも存在する。このような著作物性があるものを入力する場合には、その入力行為にあたり、「複製」が伴うのが通常であるから、著作権法上の問題が生じ得る。

この場合にも、上記2（1）と同様に、法30条の4の適用が問題となる。入力する文章や画像等の呪

文から何らかの要素が抽出され、それを用いた解析を経て画像が生成されるとすれば、情報解析の用に供する場合（同条2号）に当たると考える。そのような情報解析に該当しない場合でも、非享受目的に該当するかどうかは、著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為であるかどうかという観点から判断されるところ¹⁷、通常の画像生成AIサービスに呪文を入力する行為は、呪文それ自体の視聴により知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではなく、呪文の利用それ自体の性質からすれば、非享受目的での利用に該当するということになる¹⁸。

もっとも、上記2（1）で述べたAIの学習段階では、写真や絵画等の著作物を「生データ」として用いて「学習済みモデル」を生成したとしても、「学習済みモデル」自体から元の著作物の著作物性を直接感得し得ない一方で、AIの利用段階では、文章や画像等の著作物を呪文として用いてAI生成物を生成した場合には、AI生成物自体から元の著作物の著作物性を直接感得し得る場合がある点において、両者は異なっている。それでは、AI生成物に表現された思想又は感情を享受する目的を伴っている場合（この場合が通常であろう）には、そのことをもって呪文の利用について非享受目的を満たさないことになるのだろうか。

著作物の表現上の特徴を直接感得することができない場合には、そもそも著作物等の視聴等がなされず、視聴者等の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられていると評価することもできない。したがって、文章等の言語の著作物を呪文として入力して、AI生成物として画像が生成される場合には、そのAI生成物たる画像から元の言語の著作物（呪文）の表現上の特徴を感得することはできない（AI生成物は当該言語の著作物（呪文）の複製物あるいは二次的著作物ではない）以上、そもそもAI生成物を視聴しても元の言語の著作物の視聴等を行わず、元の著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とする行為には当たらないことは明らかである。

これに対して、画像データを呪文として入力してAI生成物として画像が生成される場合には、その

AI生成物たる画像に元の画像データ(呪文)の表現上の特徴が含まれること(AI生成物が当該画像の著作物(呪文)の複製物あるいは二次的著作物であること)があり得る。この場合に、呪文に表現された思想又は感情の享受を目的とする行為に当たるかが問題になる。

画像生成AIサービスの仕様上、AI生成物に呪文(元の画像データ)の表現上の特徴が含まれることが稀であり、サービス利用者において、AI生成物を通じて呪文(元の画像データ)の表現上の特徴を享受しようとする意図がない場合は、AI生成物に元の著作物(呪文)の表現上の特徴が偶然含まれることがあったとしても、(下記4(1)で後述する点が問題となり得ることは別として、)呪文に表現された思想又は感情の享受を目的とする行為には当たらないであろう。他方で、画像生成AIサービスの仕様上、呪文(元の画像データ)の表現上の特徴が含まれる事態が稀ではなく、サービス利用者においても、そのことを認識しながら利用している場合には、呪文に表現された思想又は感情の享受を目的とする行為に当たると評価され、呪文の利用が非享受目的を満たさない可能性があると考ええる。

仮に非享受目的を満たさず、法30条の4の適用がない場合であっても、サービス利用者が、私的使用(個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること)の目的で、画像生成AIサービスに入力するための呪文の複製を行った場合は、法30条1項(私的使用のための複製)の適用を受けると考える。

4 AI生成物としての著作物の利用について

(1) サービス利用者の責任

既存の写真や絵画等の著作物に類似するAI生成物が生成された場合、サービス利用者は、AI生成物の生成(複製)又はその後のAI生成物の利用について、既存著作物の著作権を侵害することになるのか。

AI生成物の利用が既存著作物の著作権を侵害するというためには、AI生成物が当該著作物に依拠して作成され(①依拠性)、当該著作物に類似している(②類似性)ものであって、著作権が及ぶ利用を行っていること(③利用行為)、が主張立

証されなければならない。

まず、上記①に関し、依拠とは「(たとえ無意識であれ)既存の著作物をもとにすること」¹⁹を意味する。画像生成AIサービスを活用する場合、元となった著作物がAI学習段階における「生データ」に含まれていたり、AI利用段階における呪文に含まれていたりするとき、そこから生成されたAI生成物は既存著作物を元にしてしているといえるのが問題となる。この点に関しては、依拠性を肯定する見解²⁰、依拠性を否定する見解²¹のいずれもある。

依拠性を否定する見解は、既存著作物を元にしていても、パラメータとして抽象化・断片化された情報たるアイデアを利用しているにすぎないことを理由とするが、筆者としては、著作物がパラメータとして抽象化・断片化されたとしても、著作物の創作的表現が機械的に変換されたものであることに変わりはないことから、パラメータとしての抽象化・断片化が行われることをもって直ちに依拠性が否定されるのは妥当ではないと考える。パラメータを介してであっても、著作物を元にしてしている場合には依拠性が肯定されるべきである。もっとも、AI生成物の生成過程はブラックボックスであることから、真に著作物の創作的表現を元にしたものであるかを検証することは現実的には困難であるし、既存著作物の著作権者にとって、著作物がAI学習段階における「生データ」に含まれていることや、AI利用段階における呪文に含まれていることを立証することが容易でない場合が多いであろう。実際には、AI生成物と問題となっている著作物との類似性の程度が高ければ依拠性が推認され(当該著作物を元にしなければAI生成物がここまで元の著作物に類似することは考えられないとの間接事実からの推認)、特段の反証がない限り依拠性が肯定されるという運用になると考える。サービス利用者において、AI学習段階における「生データ」の内容を知ることができないのが通常であろうから、反証が困難な場合もあり得るであろう。現時点では、支配的な見解や参考となる裁判例が存在しない以上、サービス利用者の立場からすれば、依拠性が肯定される場合があることを前提に行動する(具体的には、AI

生成物を利用するに当たっては、画像検索等の方法によって他の著作物に類似しているかどうかを確認しておく)のが無難であろう。

次に、上記②に関し、既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる場合には、類似性が認められる²²。したがって、AI生成物から、既存著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得できる場合には、類似性が肯定される。

最後に、上記③に関しては、個別具体的な利用行為に応じて判断される(AI生成物の生成は複製に当たることもあれば、新たな創作的表現がある場合には翻案に当たることもある)。権利制限規定の適用の有無は個々の利用行為ごとに判断されるものであり、法30条の4は、非享受目的での利用を権利制限の対象とするものであるが、非享受目的での利用(ここでは呪文の入力)によって生成された著作物(ここではAI生成物)の利用を一律に権利制限の対象とするものではない。したがって、AI生成物の利用が非享受目的以外の目的で行われる場合²³には、法30条の4の適用はないことに留意すべきである。

以上を踏まえれば、既存著作物を「生データ」や呪文として用いて生成したAI生成物から、既存著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得できる場合、サービス利用者が非享受目的以外の目的で当該AI生成物を生成・利用する行為は、特段の権利制限規定の適用がない限り、既存著作物の著作権を侵害すると考える。

サービス利用者が、私的使用の目的で、画像生成AIサービスを用いてAI生成物を生成した場合は、法30条1項(私的使用のための複製)の適用を受けると考える²⁴(同条はあくまでも「複製」に関する権利制限規定(法47条の6第1項1号により、翻訳、編曲、変形、翻案も可能である。)であり、AI生成物について、譲渡や公衆送信等の利用を行った場合には、同条の適用はない点には注意が必要である。)

(2) サービス提供事業者の責任

次に、こうした著作権侵害のツールとなり得る画像生成AIサービスを提供する行為について、サービス提供事業者は、「生データ」や「入力デー

タ」として用いられる既存著作物の著作権者から、当該著作物の利用について差止請求や損害賠償請求を行使され得るか。

サービス利用者がAI生成物の生成(複製)を行うことにより既存著作物の著作権を侵害する場合、AIに指示してAI生成物の生成(複製)を行っているのはあくまでサービス利用者であり、サービス提供事業者ではないから、サービス提供事業者は上記侵害行為についての直接の利用主体には当たらない²⁵。

もっとも、直接の利用主体に当たらない場合であっても、規範的に利用主体と評価することができるかといういわゆる「間接侵害」の議論がある。この点については種々の議論があるが、例えば、複製の主体の判断に当たっては、近時の判例では、「複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断する」枠組みが採用されている²⁶。これを踏まえると、個々のサービスの内容によるところが大きいですが、サービス提供事業者は、複製の対象自体はサービス利用者が選択しているものの、単に複製を容易にさせるための環境等を整備しているにとどまらず、画像生成AIサービスを提供して、AI生成物の生成処理を担い、出力された画像をダウンロードできる状態にさせているといった点などから、サービス提供事業者が、上記侵害行為に係る規範的利用を主体として評価される可能性がある²⁷。

また、規範的な利用主体に当たらない場合であったとしても、サービス提供事業者は、サービス利用者による侵害行為を補助し、容易ならしめたとして、幫助による共同不法行為者として損害賠償責任(民法719条2項)を負う可能性がある。損害賠償責任を負うかどうかに関しては、個々の著作権侵害に関してサービス提供事業者が故意がある場合は稀であろうから過失が認められるかが大きな問題となる。過失の有無については、①当該サービスが著作権侵害を生じさせる蓋然性の程度、②被害法益の重大性(著作権侵害には刑事罰があること)、③サービス提供事業者の社会的地位(サービス提供による利益の有無)、④予見可能性(著作権者本人あるいはその許諾を得た者に

よりサービスの利用が行われている割合とそれについてのサービス提供事業者の認識)、⑤結果回避可能性(著作権侵害を回避するための措置を講ずることができたか)等を踏まえて、判断されることになろう²⁸。

4 おわりに

以上、①サービス提供事業者による学習済みモデル生成段階の著作物の利用、②サービス利用者による呪文の入力段階の著作物の利用、③AI生成物としての著作物の利用に分けて、画像生成AIサービスの提供にまつわる著作権法上の諸問題を検討してきた。

いずれの段階においても、法30条の4の適用に関する議論があるところ、同条の解釈については、本稿執筆時点では議論の蓄積もあまりないところであるから、今後の更なる議論が期待される。

また、特に③の段階での依拠性に関し、従来の人間を前提とした依拠性の考え方をAI生成物についてそのまま当てはめることができるかについては大いに議論のあるところである。この点を含め、AI生成物関連の著作権侵害訴訟においては従来と異なる主張立証が求められるようになっていられると思われ、今後の議論・実務の動向を注視していく必要がある。

本稿では、現行法に基づく整理を述べてきたが、AI技術の進歩はめざましく、その中で著作物の利用もより活発になっていくことは想像に容易いことから、著作権法もそのような状況に適切な形で対応することが求められる。筆者の知る限り、現時点ではAI生成物にフォーカスした法改正の議論などはなされていないが、今後の過激な議論に期待したい。

る一方で、有料プラン(Basic, Standard, Corporate)の場合は、その料金体系に応じて、より緩やかな制限の下で又はこれらの制限なく利用することができる。

³ 「Stable Diffusion」は、2022年8月に公開されたAIであり、ユーザーがテキストでキーワードを指定することで、それに応じて画像が自動生成される。オープンソース化されており、ユーザーは無料で利用することができる。

⁴ 「mimic(ミミック)」は、2022年8月29日にベータ版が公開された画像生成AIサービスで、自身が作成したイラストをアップロードして、自身のイラストの個性を学習させたイラストメーカー(画像生成AI)を作成することができる。イラストメーカーを用いて生成したイラストは、自身で自由に利用することができる。同サービスの悪用を懸念する声が多くあり、翌30日にはベータ版のトップページを除く全機能が停止されたものの、本稿執筆時点では、Twitterアカウントの事前審査を受けることを必要とするなどの措置を講じた上でベータ2.0版が公開されている。

⁵ 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン-AI編-」(平成30年6月)12頁

URL: <https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-3.pdf> (最終確認日:2022年11月22日)

⁶ 文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方(著作権法第30条の4、第47条の4、第47条の5関係)」(令和元年10月24日)10頁参照。

URL: https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_17.pdf (最終確認日:2022年11月22日)。

⁷ 松田政行編「著作権法コンメンタール別冊 平成30年・令和2年改正解説」(勁草書房、2022年)14頁[拙著]。

⁸ 前掲注6・基本的な考え方9頁参照。

⁹ 例えば、愛知靖之「AI生成物・機械学習と著作権法」パテント73巻8号142頁(2020)は、法30条の4に関し、「ディズニー映画風の新しい映画を作るAIを開発するために、ディズニー映画(但書にいう『当該著作物』)全てをコンピュータに入力して機械学習させる行為は、将来において、ディズニー映画という『当該著作物』と潜在的に競合する映画を作成するという用途で、既存のディズニー映画という著作物をデータとして入力していることになる。それゆえ、将来における著作

¹ 三村小松山縣法律事務所・元文化庁著作権課著作権調査官。本稿は筆者の個人的見解であり、過去所属した組織、現在所属する組織の見解ではない。

² 「Midjourney」は、2022年7月にベータ版が公開された画像生成AIサービスで、ユーザーが任意の文字列を入力して送信すると、その文字列に関連する4パターンの画像が生成されて画面上に表示されるというサービスである。無料プラン(FreeTrial)の場合は、生成できる画像の枚数は1アカウントにつき25枚まで、生成した画像の利用は非商用目的に限るなどの制限があ

物の潜在的販路を阻害する可能性があり、『著作権者の利益を不当に害することとなる』ようにも思われる」と述べる。

¹⁰ このような事情がある場合には、当該作品をAI学習のために無断で複製等することを認めると、著作権者が提供するAI学習用データとしての当該作品が売れなくなる可能性があることから、利用行為が当該著作物の利用市場と衝突するとして、ただし書該当性が認められる可能性がある。

¹¹ 仮に、AIにより生成される当該画家風の作品が当該画家の作品と市場において競合し得る点を「利用の態様」に読み込んで考慮するとしても、将来市場において競合する作品が生まれるかもしれないという抽象的な危険が存在することをもって著作権者の利益を不当に害すると判断することは、非享受目的の利用を広く権利制限の対象としている30条の4の例外であるただし書の解釈として緩やかすぎるように思われる。

¹² 法32条2項ただし書(ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。)、法39条1項ただし書(ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。)、法47条の5第1項に係る「政令に定める基準」である著作権法施行令7条の4第1項1号口の基準(送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講ずること。)に係る「文部科学省令で定める措置」である著作権法施行規則4条の4第1号(一 robots. textの名称の付された電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。))で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。イ 送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集のためのプログラムのうち情報の収集を禁止するもの ロ 送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集において収集を禁止する情報の範囲)及び第2号(HTML…その他これに類するもので作成された電磁的記録で送信可能化されたものに送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する旨を記載すること)。

¹³ 契約の成否については、新たな知財制度上の課題に関する研究会「新たな知財制度上の課題に関する研究会報告書」(令和4年2月)32~36頁において、A)コンテンツのダウンロードボタンの横に利用規約の

リンクが掲載してある場合等、利用者が利用規約を容易に認識することができるといえる場合、B)利用規約が目立たない位置に掲示してある場合等、利用者が利用規約の存在を認識することが容易でないと考えられる場合を念頭において、検討がされており、参考になる。

URL : https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/reiwa3_itaku_designbrand.pdf (最終確認日:2022年11月22日)。

¹⁴ なお、権利制限規定に係る利用を禁止する旨の契約が成立している場合であっても、権利制限規定に係る利用を禁止する旨の表示がある場合と同様に、そのことをもって法30条の4ただし書に該当するものではないと考える。

¹⁵ 前掲注6・基本的な考え方37頁参照。

¹⁶ 前掲注13・新たな知財制度上の課題に関する研究会報告書40~41頁では、著作権法30条の4の趣旨、AIの社会的意義、利用者に与える不利益の程度、当事者間の信義・公平を踏まえ、「個別の事情における諸般の事情を考慮する必要があるものの、AI学習等のための著作物の利用行為を制限するオーバーライド条項は、その範囲において、公序良俗に反し、無効とされる可能性が相当程度あると考えられる。」とする。

¹⁷ 前掲注6・基本的な考え方6頁参照。

¹⁸ 画像生成AIサービスに組み込まれる「学習済みモデル」に呪文を入力する場合、その入力に対応して画像生成という一の結果を得ることができる点を捉えて、呪文がプログラム＝「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」(法2条1項10号の2)として「プログラムの著作物」に該当しないかという問題がある。個別のサービスの仕組みによるが、呪文は単なるパラメータや処理情報を与えるデータにすぎず「指令」に該当しない場合もあると思われるし(小倉秀夫『著作権法コンメンタール(改訂版)』(第一法規、2020年)122頁[森亮二])、「プログラムの著作物」としての創造性が認められる場合は多くないように思われるが、「プログラムの著作物」に該当する可能性は否定できない。仮に「プログラムの著作物」に該当する場合には、「プログラムの著作物」としての呪文は、指令として一体的に機能するものである以上、この指令を受けて行われる情報処理は大量の情報

報の何らかの特徴などを明らかにするために当該情報から要素を抽出して調べるものとはいえ、情報解析の用に供されていると評価するのは困難である。また、プログラムの著作物の機能を享受する目的で利用されていることから、法30条の4柱書にも該当しないものとする(前掲注6・基本的な考え方39~40頁、前掲注7・著作権法コンメンタル別冊27~28頁参照)。

¹⁹ 鳥並良=上野達弘=横山久芳「著作権法入門 [第3版]」(2021年・有斐閣) 305頁。

²⁰ 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会新たな情報材検討委員会「新たな情報材検討委員会報告書ーデータ・人工知能(AI)の利活用促進による産業競争力強化の基礎となる知財システムの構築に向けてー」(平成29年3月) 37頁では、依拠性を肯定する立場から、「元の著作物へのアクセスがあれば依拠を認めても良く、侵害の成否については類似性のみで判断すれば良い」、「仮に依拠を一律に否定するとAIを利用すれば著作権侵害を否定できるようになり、その結果、著作権侵害を目的としてAIを利用することや実際にはAIを利用しない場合でも侵害逃れのためにAIを利用したと僭称することが想定されるのではないか」といった指摘があることが紹介されている。

²¹ 前掲注20・新たな情報材検討委員会報告書37~38頁では、依拠性を否定する立場から、「著作物が創作的表現としてではなくパラメータとして抽象化・断片化されている場合等は、アイデアを利用しているにすぎず依拠を認めるべきではないのではないか」「仮に著作物へのアクセスがあれば依拠があると認めてしまうと、著作権法上の独自創作の抗弁が機能しなくなり、表現の自由空間が狭まるおそれもある」といった指摘があることが紹介されている。

²² 最判昭和55年3月28日民集34巻3号244頁[パロディ=モンタージュ事件第一次上告審] 最判平成13年6月28日民集55巻4号837頁[江差追分事件] 参照。

²³ この点について、AI生成物を最初に出力する行為はその内容を確認するための試験的な行為としての意味を有しているから、著作物の思想又は感情の享受を目的としないものとして著作権の制限が認められるべきとする見解があるが(横山久芳「AIに関する著作権法・特許法上の問題」法律時報91巻8号54頁(2019年))、最初の出力であることのみをもって非享受目的であると認定するのではなく、AI生成物を生成した目的が

非享受目的であるかどうかにより判断されるべきであるとする。仮に、最初の出力であることのみをもって非享受目的であると認定したとしても、当該出力物から元の著作物に表現された思想又は感情を享受することを目的として(視聴含め)いずれの方法によるかを問わず利用した者は目的外使用として複製を行ったものとみなされるため(法49条1項2号)、AI生成物を生成した目的が非享受目的でなければ、AI生成物を実際に適法に利用することは現実的には不可能である点には注意が必要である。

²⁴ 前掲注20・新たな情報材検討委員会報告書38頁。なお、4(2)で検討するとおりサービス提供事業者が規範的利用主体と認められた場合に、サービス利用者の行為に法30条1項が適用されるかについては議論がある(大淵哲也「著作権間接侵害の基本的枠組<中編>」著作権研究第39号318~319頁(2014年))。

²⁵ 個別具体的なサービスの仕組みによっては、サービス提供事業者自身が、AI生成物を生成し(複製)、出力された画像をサービス利用者にダウンロード可能な状態にさせた(自動公衆送信)ものとして、物理的な利用主体であると認定される可能性もある。

²⁶ 最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁[ロクラクII事件]。

²⁷ ユーザーがAI生成物の生成について私的使用の目的を有している場合にサービス提供事業者の複製に法30条1項が適用されるかが問題となるが、サービス提供事業者自身は同項の「その使用する者」に該当しないことから、サービス提供事業者自身の行為に同項は適用されないとする(知財高判平成26年10月22日判時2246号92頁[自炊代行事件] 参照)。

²⁸ カラオケ装置のリース業者が飲食店との間でリース契約を締結し、カラオケ装置を引き渡した行為について著作権侵害の過失による幫助が成立するかが問題となった、最判平成13年3月2日民集55巻2号185頁[ビデオメイツ事件] 及び同判決の調査官解説(高部眞規子「判解」最高裁判所判例解説 民事篇(平成13年度) 196-198頁) 参照。